

令和7年度
西尾市看護師等修学資金
貸与者募集要項
(追加募集)



申込受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月28日（水）まで

西尾市看護師等修学資金貸与者募集要項

西尾市では、将来西尾市民病院で看護師として働く意欲のある方のために、修学資金を貸与する制度を用意しています。

貸与期間と同じ期間を勤務すれば返還が免除されます。

～この修学資金貸与制度を活用して西尾市民病院で働いてみませんか～

1 募集人員及び申込資格

募集人員	1人程度
申込資格	看護師の養成施設（大学や専門学校等）に在学している方で、卒業後すぐに、西尾市民病院で正規職員看護師として勤務できる方

2 貸与額及び期間

貸与額	月額 60,000円
貸与期間	令和7年7月から養成施設（大学や専門学校等）を卒業する月までの期間

3 申し込み方法

受付期間	令和7年5月7日（水）から令和7年5月28日（水）まで
提出方法	郵送または、持参 ※郵送は当日消印有効。持参の場合は土日祝日を除く8時30分から17時まで。
提出先 問合せ先	市民病院 事務部 管理課 職員担当 〒445-8510 西尾市熊味町上泡原6番地 TEL 0563-56-3171（内線2286） 
提出書類	1 西尾市看護師等修学資金貸与申込書 当院指定様式 ※3か月以内に撮影した写真添付 2 保証人誓約書 当院指定様式 ※2名の保証人誓約者が必要 3 養成施設（大学や専門学校等）の学業成績証明書 ※発行が可能な場合 4 養成施設（大学や専門学校等）の在学証明書
書類の入手方法	上記提出書類1、2は、病院ホームページからダウンロードできます。 管理課で配布もしています。

4 選考試験

試験内容	面接試験
試験日	令和7年6月8日（日）
試験会場	西尾市民病院 ※面接試験の詳細については改めて通知します。

5 その他

- （1）提出書類は一切お返ししません。
- （2）試験の結果は、合否に関係なく全員に郵送で通知します。

修学資金貸与制度について

◆ 貸与の流れ

- ① 貸与の希望
↓
- ② 申込書類の提出 令和7年5月7日（月）から令和7年5月28日（水）まで
↓
- ③ 選考試験 試験日 令和7年6月8日（日）
↓
- ④ 候補者の決定
↓
- ⑤ 貸与申請書等の提出、貸与決定 令和7年7月
※⑤に進むと、下記の提出書類が必要となります。
 - ・ 修学資金貸与申請書（履歴書）
 - ・ 保証書（連帯保証人による署名・押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。連帯保証人は独立の生計を営む成年者2名とし、申請者に父または母がある場合は、当該連帯保証人のうち1名は父または母から定めてください。）
 - ・ 修学資金振込口座連絡票
 - ・ 住民票（世帯全員の本籍、筆頭者、世帯主、続柄が記載されたもの）
 - ・ 在学証明書↓
- ⑥ 【養成施設卒業】貸与の終了・借用証書の提出
↓
- ⑦ 西尾市民病院に正規職員の看護師として勤務
↓
- ⑧ 【貸与期間と同じ期間を勤務】返還免除

◆ その他の手続について

貸与を決定された方が、いずれかに該当する場合は、手続きが必要となります。

	事 例	必要書類
A	貸与が終了したとき	借用証書
	貸与決定が「取消、休止」①～④の理由で取り消された場合	
B	「返還方法」①～④の理由で返還の免除を受けようとする場合	修学資金返還債務 免除申請書
C	「返還方法」⑥の場合で、他の養成施設に修学する場合、その他やむを得ない理由で期限までの返還が困難と認められる場合	修学資金返還債務 猶予申請書
D	①氏名、住所を変更した場合 ②退学をした場合 ③修学に堪えない病気やケガをした場合 ④留年、休学、停学の処分を受けた場合 ⑤復学した場合 ⑥連帯保証人の情報に変更があった場合	修学資金貸与 決定者身上異動届

◆ 取消、休止

貸与決定を受けた方が、次のいずれかに該当する場合、貸与決定は取消されます。

	事 例
①	貸与を受けることを辞退した場合
②	養成施設を退学した場合
③	修学の見込みが無くなったと認められる場合
④	上記①～③以外で、制度の目的を達成する見込みが無くなったと認められる場合

※貸与決定を受けた方が、留年、休学、又は停学処分を受けた場合は、その期間中の貸与は休止されます。

◆ 返還方法

貸与された修学資金は、次のいずれかの方法で免除、又は一括返還していただきます。

	事 例	免除・返還等
①	養成施設を卒業した後、すぐに西尾市民病院に正規職員看護師として勤務し、貸与期間と同じ期間を勤務した場合	全額免除
②	①の勤務期間中に公務上の理由で亡くなった、又は公務に起因する病気やケガで退職した場合	
③	①の期間中に、やむを得ない理由で退職した場合	全額免除
④	公務外の理由で亡くなった、その他やむを得ない理由で返還が困難と認められた場合	又は一部免除
⑤	貸与決定が「取消、休止」の①～④の理由で取り消された場合	全額返還
⑥	養成施設を卒業後、すぐに西尾市民病院に正規職員看護師として勤務しなかった場合	
⑦	①の期間中に自己都合で退職した場合	

※ ③、④の場合は、事情を把握した後、免除の可否を決定します。

※ ⑤～⑦の場合は、その日から1か月以内に貸与金額を全額一括で返還していただきます。

正当な理由なく返還しない場合は、延滞金が発生します。

※ ⑥の場合で、他の養成施設に修学する場合は、返還猶予を受けることができます。

※ ⑥の場合で、看護師国家試験に不合格となった場合は、採用内定が決定されていても不採用となりますので返還対象となります。

◆ その他

- ・ 修学資金の貸与決定は、採用候補者試験の合格決定ではありません。貸与の決定とは別に、採用候補者試験の申込をし、試験を受けていただく必要がありますので、必ず申込をしてください。
- ・ 採用候補者試験の募集要項は例年採用予定1年前の3月頃に病院ホームページ等へ掲載し、4月頃から申込受付を開始します。
- ・ 貸与の決定は採用試験の合格を保証するものではありません。